常設型冒険遊び場活動団体募集要項

市が指定する区域において、常設型冒険遊び場活動を行う団体を以下のとおり募集します。

1　常設型冒険遊び場について

冒険遊び場とは、自然環境を残す地域の広場等を活用して、プレーリーダーの見守りの下、子どもが自己の責任において生き生きと自由に遊ぶことができる機会を提供する活動です。常設型とは、下記の活動場所において、週4日以上の頻度で継続して活動を行う冒険遊び場です。

2　活動内容

○開園中の冒険遊び場の管理・運営
○プレーリーダーによる来園者への対応及び子どもの自発的な活動に対する寄り添いと見守り
○子どもの自発的な遊びを引き出すための環境の整備作業
○地域への広報活動
○活動実施場所の近隣住民等と協働した事業の企画・立案・実施

3　活動場所の概要

№.	活動場所	所在地
1	芹ヶ谷公園内	町田市原町田5丁目1679番
2	鶴川中央公園内	町田市鶴川6丁目6番
3	谷戸池公園内	町田市小山田桜台1丁目19番1
4	三ツ目山公園内	町田市小山ヶ丘5丁目38番
5	松葉谷戸公園内	町田市金森東1丁目30番

いずれも児童青少年課管理地です。それぞれの活動範囲の詳細は、別紙を参照ください。

4　活動場所の使用期間・使用料

○使用期間：2024年4月1日～2025年3月31日（1年間）
○使　用　料：免除

5　活動に要する経費

町田市冒険遊び場活動補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、冒険遊び場の活動を行う団体に対し、活動に要する経費を補助します。

6　活動団体及び活動の要件

(1) 主たる事務所を町田市内に置き、かつ半数以上が町田市民で構成された法人又は任意団体であること。
(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。
(3) 年間200日以上活動を実施すること。
(4) 1日あたり7時間以上の活動を実施すること。

（5）常時３名以上のプレーリーダーを配置すること。
（6）土曜日、日曜日のいずれかは必ず活動を実施すること。ただし、12 月 28 日～12 月 31 日及び１月１日～1 月４日については、その限りではない。
（7）活動実施場所の近隣住民等と協働した事業を年１回以上実施すること。

７　受付期間等

2023 年 12 月 1 日（金）～2024 年 1 月 11 日（木）
※土日・祝日・年末年始閉庁期間を除く
〇受付時間　午前 9 時から午後 5 時まで（必着）
〇提出方法　郵送、持参又はＥメールにて下記へ書類を提出してください。
町田市子ども生活部児童青少年課（町田市森野 2-2-22　2 階 202 番窓口）
Ｅメール　mcity6590@city.machida.tokyo.jp

８　提出書類

受付期間内に次の書類等を準備の上、提出してください
〇常設型冒険遊び場活動許可申請書（様式 1）
〇常設型冒険遊び場活動計画書（様式 2）※
〇活動団体構成員名簿（様式 3）
〇活動場所図面　〇定款又は団体規約
〇過去実績・危機管理マニュアル等（任意）
〇火の取扱マニュアル、消火器等の設置図面、消防署の揚煙行為に関する届出書の写し（活動内で火を扱う場合）
※計画書は「6 活動団体及び活動の要件」の（1）から（7）のすべての内容を満たし、かつ 1～8 すべての項目を明記している必要があります（実績やマニュアル等を別紙で提出する場合も、概要をまとめてください）。いずれかが記載されていない場合は「9 審査」の対象とはなりません。

９　審査

提出された書類から、プレーリーダー配置や事業計画等の活動の安定性、冒険遊び場事業又はそれに類する事業の活動実績等から審査の上、活動団体を決定し、「団体決定通知書兼活動許可書」を交付します。
なお、審査結果については 2024 年 2 月 26 日（月）までに文書で通知します。

【お問い合わせ】
町田市子ども生活部児童青少年課青少年係　　担当：渡邉・此﨑
電　　話　042-724-4097
Ｅメール　mcity6590@city.machida.tokyo.jp